

入札書提出用封筒（内封筒）

入札書提出用封筒（内封筒）は、期間入札による公売に付された公売財産に対する入札書を封入し、提出するための封筒です。外側の実線を切り取って、適宜の封筒に貼付の上、郵送用封筒（外封筒）に封入し、売却区分に対応する市税事務所等へ提出してください。

なお、一つの入札書提出用封筒（内封筒）に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書提出用封筒（内封筒）を作成し、それぞれ入札書を封入してください。

外側の実線を切り取って、
ご使用ください。



太枠内の売却区分番号及び
開札日を記載してください。

入札を行う公売財産の 売却区分番号	44-1
開 札 日	令和〇年〇月〇日

入 札 書 在 中

開
封
厳
禁

- 注意事項
- 1 この封筒には、入札書以外入れないでください。
 - 2 入札書は封筒1通につき、1枚を入れてください。
 - 3 入札書提出用封筒（内封筒）は必ず糊付けして封をしてください。
 - 4 以下の場合、入札は無効になります。
 - ① 入札書以外の書類を封入した場合
 - ② 2枚以上の入札書を封入した場合
 - ③ 複数の売却区分の入札書を同じ入札書提出用封筒に封入した場合
 - ④ 入札書の記入すべき事項にもれがある又は記載された事項が判読できない場合
 - ⑤ 入札書提出用封筒の封がされていない場合